平成4年7月16日

条例第25号

改正 平成12年3月27日条例第25号

平成13年3月28日条例第17号

平成13年7月9日条例第31号

平成28年3月28日条例第14号

平成29年3月24日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、地域の美観環境の形成に関し、市、市民等、事業者、占有者等の責務及び 必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって快適な 生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器(その 栓又はふたを含む。)をいう。
 - (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
 - (3) 飼い犬等 自己が飼養し、又は管理する犬その他の愛玩動物をいう。
 - (4) 路上喫煙 公共の場所(道路、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいう。 第4条において同じ。)において、たばこを吸うこと、又は火の付いたたばこを持つことを いう。
 - (5) 落書き 塗料等で図形、文字、模様等を書き散らすこと又は書き散らされた図形、文字、 模様等をいう。
 - (6) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。
 - (7) 事業者 容器に収納する飲料を製造する者及び容器に収納した飲料(以下「容器飲料」という。)を販売する者並びにたばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者をいう。
 - (8) 占有者等 土地の占有者(占有者がない場合にあっては、管理者)をいう。
 - (9) 公共の工作物 建築物その他の工作物で公共の用に供されるものをいう。
 - (10)回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、美観環境の形成に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)公共の場所において自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等(たばこの吸い殻を除く。)を持ち帰り、又は回収容器に収納すること。
 - (2) 路上喫煙をする場合において、吸い殻入れ等を携帯し、当該路上喫煙により生じた吸い殻 を当該吸い殻入れ等により持ち帰り、又は正当な権原に基づき設置されている吸い殻入れに 収納すること。
 - (3) 路上喫煙をする場合において、他人に迷惑を及ぼさないようにすること。
 - (4)公共の場所及び公共の工作物に落書きをしないこと。
 - (5) 飼い犬等に散歩、運動等をさせる場合においては、ふんを処理するための用具を携帯し、 当該飼い犬等のふんをその用具により適正に処理すること。
- (6)公共の場所においてみだりにたんつばを吐かないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、市民等は、美観環境の形成に自ら積極的に努めるとともに、市が 実施する美観環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者のうち、容器に収納する飲料を製造する者及び容器飲料を販売する者は、空き缶等の散乱の防止のために消費者に対する啓発に努めるとともに、市の実施する美観環境の形成に関する施策に協力しなければならない。
- 2 事業者のうち、容器飲料を販売する者は、容器飲料を販売する場所に回収容器を設け、空き 缶等を散乱させないよう当該回収容器を適正に管理するよう努めなければならない。
- 3 事業者のうち、たばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者は、吸い殻等の散乱の 防止のために消費者に対する啓発に努めるとともに、市の実施する美観環境の形成に関する施 策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等を捨てられないようにするために必要な措置を講ずるとともに、市の実施する美観環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

(特定美観地域の指定等)

- 第7条 市長は、別表に定める地域を特に環境美化の促進及び美観の保護を行う必要があると認められる地域(次項及び次条第1項において「特定美観地域」という。)として指定する。
- 2 市は、特定美観地域において、回収容器の設置その他美観環境の形成に関する施策を積極的 に実施するものとする。

(ポイ捨て防止重点区域の指定)

第8条 市長は、特定美観地域の区域内において、空き缶等、吸い殻等及び飼い犬等のふんの散

乱を防止することが特に必要と認める区域を、ポイ捨て防止重点区域(以下この条及び次条に おいて「重点区域」という。)に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により重点区域の指定をしようとするときは、あらかじめ当該指定に係る区域の住民の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、重点区域の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(重点区域内における禁止行為)

- 第8条の2 何人も、重点区域において、空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨ててはならない。
- 3 何人も、重点区域においては、正当な権原に基づく吸い殻入れが設置されている場合を除き、 路上喫煙をしてはならない。

(自動販売機の届出)

- 第9条 容器飲料を自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 届出をする者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする場所及び年月日
 - (3) 自動販売機の所有者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び 代表者の氏名)
 - (4) 自動販売機の型式及び製造番号
 - (5) 販売する飲料及び飲料を収納する容器の種類
 - (6) 回収容器を設置する場所及びその管理の方法
 - (7) 回収容器の材質及び容積並びに自動販売機の台数と回収容器の台数の関係
 - (8) 自動販売機と回収容器の配置

(変更等の届出)

- 第10条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る前条 第2号又は第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け 出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 届出者は、当該届出に係る前条第1号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る 自動販売機による容器飲料の販売を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に 届け出なければならない。

(承継)

- 第11条 届出者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその 旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

- 第12条 市長は、第9条、第10条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。第21条において同じ。)又は前条第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。
- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に届出済証 をはり付けておかなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

- 第13条 容器飲料を自動販売機により販売する者(以下「自動販売業者」という。)は、当該 自動販売機について、飲料を収納する容器を回収するため、当該自動販売機から5メートル以 内に、次に掲げる要件を備える回収容器を設置しなければならない。
 - (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、30リットル以上であること。
- 2 自動販売業者は、前項の規定により設置する回収容器を適正に管理しなければならない。 (勧告)
- 第14条 市長は、第8条の2の規定に違反した者に対し、原状回復又はこれに代わるべき必要 な措置をとることを勧告することができる。
- 2 市長は、自動販売業者が前条の規定に違反しているときは、当該自動販売業者に対し、回収 容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。

(命令)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わな いときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた自動販売業者が正当な理由なくその勧告に従 わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(立入調査)

- 第16条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱又は回収容器の設置の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等及び吸い殻等の散乱している土地又は当該自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

あったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(原状回復の要請)

第17条 公共の工作物にされた落書きが地域の良好な環境を損なう状態にあるときは、市長は、 当該公共の工作物を所有し、又は管理する者に対し、落書きを消去し、原状に回復するための 措置を講ずるよう要請することができる。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第19条 第15条第2項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。
- 第20条 第9条又は第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 0,000円以下の罰金に処する。
- 第21条 第10条第2項又は第11条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした 者は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、第19条、第20条又は第21条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(適用上の注意)

第23条 この条例の適用に当たっては、市民等、事業者及び占有者等の権利を不当に侵害しないように留意し、空き缶等及び吸い殻等の不法投棄を禁じている法令に留意しなければならない。

附則

この条例は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日)抄

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月9日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日 H28.11.1施行、規則83)

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

- 1 一般国道24号
 - (1) 市道本町24号線及び市道紀和駅本町線との交差点前から終点まで
 - (2) 市道栗栖和佐線との交差点から県道鳴神木広線との境界まで
- 2 県道和歌山阪南線 一般国道24号との交差点前から県道粉河加太線との交差点まで
- 3 一般国道42号 臨海線毛見1号との交差点から終点まで
- 4 県道和歌山野上線 一般国道 2 4 号及び一般国道 4 2 号との交差点前から市道新和歌浦中 之島紀三井寺線との交差点前まで
- 5 県道新和歌浦梅原線 県道和歌山阪南線との交差点前から一般国道 2 4 号との交差点前ま で
- 6 県道和歌山港線 一般国道 2 4 号及び一般国道 4 2 号の交差点前から市道雄湊 2 0 号線及 び市道雄湊 2 9 号線との交差点まで
- 7 県道和歌山停車場線 全域
- 8 県道和歌山海南線 県道和歌山橋本線との交差点前から一般国道42号との交差点前まで
- 9 県道鳴神木広線 一般国道 2 4 号との境界から市道新和歌浦中之島紀三井寺線との交差点 前まで
- 10 県道新和歌浦線 一般国道42号との交差点前から市道和歌浦58号線との交差点前まで
- 11 市道本町線 一般国道24号との交差点前から県道和歌山停車場線との交差点前まで
- 12 市道新和歌浦中之島紀三井寺線 全域
- 13 市道和歌浦口雜賀崎線 全域
- 14 市道六十谷手平線 県道和歌山停車場線との交差点前から市道市駅小倉線との交差点前まで
- 15 市道砂山手平線 市道新和歌浦中之島紀三井寺線との交差点前から市道本町和歌浦線との交差点前まで
- 16 市道本町和歌浦線 全域
- 17 市道和歌山市駅前線 全域
- 18 市道城北70号線 全域
- 19 市道和歌浦58号線 全域
- 20 市道和歌浦59号線 全域
- 21 市道和歌山駅鳴神線 市道宮182号線及び市道宮北52号線との交差点から大門川堤 まで

22 市道有本田尻線

- (1) 市道市駅小倉線との交差点前から市道和歌山駅鳴神線との交差点前まで
- (2) 市道和歌山駅鳴神線との交差点前から県道鳴神木広線との交差点前まで
- (3) 県道鳴神木広線との交差点前から市道宮27号線との交差点前まで
- 23 和歌山公園 全域
- 24 和歌山市駅前広場 全域
- 25 和歌山駅前広場 全域
- 26 和歌山駅東口広場 全域
- 27 御手洗池 全域